

津波で幼保施設、浸水の恐れ 東京は

伊藤久雄（NPO法人まちぼっと理事）

毎日新聞は2月27日、「全国の幼保施設、3276カ所で浸水の恐れ 災害弱者に津波の脅威」と題して報じた。

報道では、認知症グループホームや特別養護老人ホームなどの高齢者施設は、少なくとも2386カ所で浸水する可能性がある。浸水域にあるこれらの施設が、津波の恐れがある市町村に立地する全ての幼保施設、高齢者施設に占める割合はいずれも1割を超える。未就学児や高齢者ら自力での避難が難しい災害弱者が津波の脅威にさらされる実態が浮かぶ、としている。

■ 毎日新聞による調査

浸水域にある幼保施設の道府県別の割合（％）

1 徳島県	63.9	21 福島県	12.3
2 高知県	43.6	22 秋田県	11.4
3 広島県	32.4	23 静岡県	8.5
4 和歌山県	29.9	24 熊本県	6.4
5 岩手県	29.6	25 山口県	5.9
6 青森県	28.6	26 兵庫県	5.8
7 三重県	26.1	27 岐阜県	5.6
8 宮崎県	23.6	28 山形県	3.8
9 大分県	22.2	29 佐賀県	3.1
10 香川県	21.6	30 茨城県	3.0
11 愛媛県	20.6	31 鹿児島県	2.8
12 岡山県	20.3	32 島根県	2.2
13 大阪府	19.5	33 石川県	1.8
14 宮城県	16.1	34 鳥取県	1.6
15 沖縄県	15.7	35 富山県	1.4
16 北海道	14.8	36 長崎県	1.2
17 神奈川県	14.4	37 福井県	0.8
18 愛知県	13.9	38 福岡県	0.4
19 千葉県	13.7	39 京都府	0
20 新潟県	13.5		

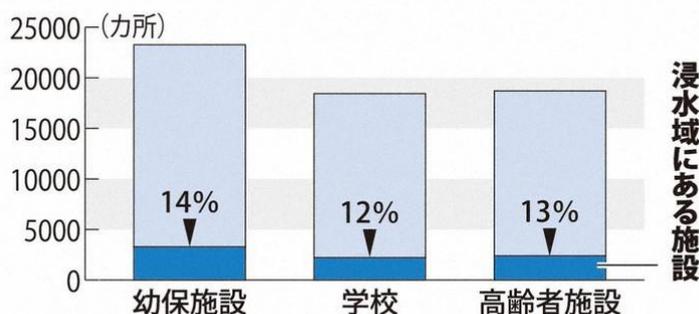
※沿岸市町村内の全施設のうち浸水域にある施設の割合。小数第2位を四捨五入。0%の京都府は浸水域に幼保施設がない

2012年全面施行の津波防災地域づくり法に基づき、津波の被害が懸念される都道府県は南海トラフ巨大地震や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震などを想定した最大級の津波の浸水域を設定する必要がある。海岸や河川に面し、津波の恐れがあるのは40都道府県。

うち 39 道府県の沿岸部 662 市町村について、毎日新聞は複数のデータを重ね合わせられる「地理情報システム (GIS)」を使い、国や自治体が 23 年 2 月 1 日までに個別に公表している浸水域と各施設の位置情報のデータを分析した。現時点で法に基づく浸水域を設定していない東京都は除外し、公表されていない自治体の一部データも除いた

分析によると、39 道府県 662 市町村には幼保施設が計 2 万 3257 カ所あり、14%にあたる 3276 カ所は最大級の津波を想定した浸水域に含まれた。高齢者施設は計 1 万 8705 カ所で、うち 13%の 2386 カ所が浸水域にあった。

浸水域にある幼保施設・学校・高齢者施設の割合



※対象は沿岸市町村内の施設

■ 東京都はどうか？

記事のように、今回の毎日新聞の調査では、東京都は「現時点で法に基づく浸水域を設定していない」として除外されている。確かに、現在の各区のハザードマップでは、津波浸水区域は設定されていない。ただし、島しょ地域においては、都が津波浸水ハザードマップ基本図を作成し、各町村の津波対策を支援するとともに、島内の幹線道路拡幅の推進等により、防災性の向上を図ってきている。

しかし島しょ以外の、とりわけ東部低地帯（江東 5 区）の各区において、浸水区域が設定されていないからといって、今のままでいいわけがない。1つの参考となるのは、要配慮者利用施設の「避難確保計画」である。要配慮者利用施設の「避難確保計画」は、2016 年（平成 28 年）8 月に発生した台風 10 号によって、高齢者福祉施設において利用者等の逃げ遅れによる痛ましい被害が発生したことを受け、平成 29 年 6 月 19 日に「水防法」および「土砂災害防止法」が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、「避難確保計画」の作成および「避難訓練」の実施が「義務」となった。

江東 5 区の対象施設と避難確保計画を作成している要配慮者利用施設の数下表のとおりである（令和 4 年 9 月 30 日現在）。この避難確保計画の作成義務者は、要配慮者利用施設の所有者または管理者であり、自治体ではない。

しかし、策定された計画は自治体に提出され、担当職員の確認が行われるはずであり、避難訓練（原則年1回以上）の報告書も同様である。すなわち、単に施設の所有者や管理者の義務だけでなく、自治体との連携も重要な課題である。

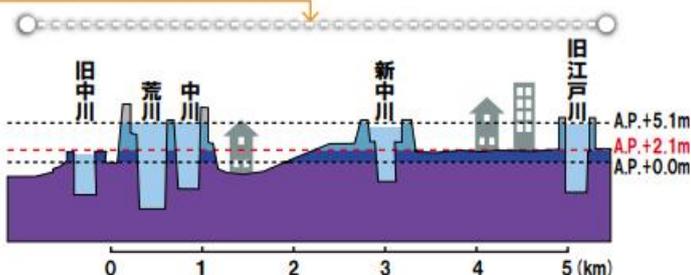
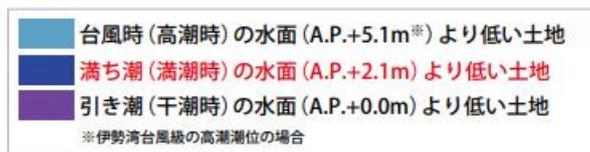
	対象要配慮者 利用施設	避難確保計画を作成している 要配慮者利用施設 の数
足立区	1 2 7 4	8 9 0
葛飾区	4 1 5	3 7 7
江戸川区	1 1 1 9	1 1 0 7
墨田区	4 7 4	4 2 3
江東区	7 2 1	7 2 1

それでは江戸川区の水害ハザードマップをみてみよう。江戸川区は下図のように、区の陸域の7割がゼロメートル地帯である。

ゼロメートル地帯

- 江戸川区は、荒川や江戸川と東京湾に囲まれており、区の陸域7割がゼロメートル地帯*です。

*満ち潮（満潮時）の水面よりも低い土地



- 大雨や台風がなくても、周辺の河川の水位は江戸川区の大半の標高より高くなります。

江戸川区は次のように呼びかけている。

『今までに経験したことがないような巨大台風や大雨が予測されるときにはどうすればいいでしょうか。区内にとどまるのは危険です。江東5区を出て、標高が高い地域や浸水のおそれがない地域へ避難（広域避難）しましょう。』

まずは、区外の親戚・知人宅や徒歩での移動も困難な宿泊施設、勤め先など各自で避難先を確保してください。』

「区内にとどまるのは危険です」という呼びかけは大きな反響を呼んだが、では津波のときはどうなるのだろうか。水害ハザードマップと未策定の津波ハザードマップの関係は私（伊藤）には分からないが、相当程度重なるのではないかと考える。まず都が津波浸水ハザードマップ基本図を作成し、それに基づいて各区が津波ハザードマップを作成することになるだろうが、今後の推移を注目していきたい。

<参考資料>

- 毎日新聞（2月27日報道）
<https://mainichi.jp/articles/20230224/k00/00m/040/291000c>
- 要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況（令和4年9月30日現在）
[自衛水防（企業防災）について（要配慮者利用施設の浸水対策） - 国土交通省 \(mlit.go.jp\)](https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/230117_kaikakusakuseijyoukyou_sityouson.pdf)
- 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数及び計画作成状況
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/230117_kaikakusakuseijyoukyou_sityouson.pdf
- 江戸川区 要配慮者利用施設一覧表
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/15695/yohairyosyashisetsuichiran.pdf>
- 江戸川区水害ハザードマップ（2019年5月発行、2022年3月一部変更）
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/519/sassi-jp.pdf>

